慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	1840年1月22日まで (前編) : メトレの誕生 (2)
Sub Title	Avant le 22 janvier 1840 (1) : la naissance de Mettray (2)
Author	岑村, 傑(Minemura, Suguru)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2021
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.121, No.2 (2021. 12) ,p.100- 113
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	荻野安奈教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01210002-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1840年1月22日まで（前編）—メトレの誕生（2）

岑村　傑

結晶

メトレ農業感化院の創始者フレデリック＝オーギュスト・ドゥメツ Frédéric-Auguste Demetzは、1796年5月15日、旧セーヌ＝エ＝オワーズ県、現エソンヌ県の、パリから南方40キロほどに位置する町、ドゥルダンに生まれた。ドゥメツが1873年11月2日に77年の生涯を閉じた際、すでに見たように心臓はメトレに遺贈されたが[1]、亡骸は故郷に戻り、ドゥルダンの地下墓所に眠った[2]。

メトレ農業感化院の創設は、「諸要素の結晶[3]」にほかならない。時代の状況や、社会からの要請や、個人が抱く情熱や、そういった多様な要因が呼応し、錯綜し、凝固して、メトレという形を結んだ。それは「きわめて例外的」な現象であり、その結晶はメトレを残すと「たちまちに崩壊してしまって、ほかの施設を大々的に発展させることにはならない」のだった[4]。

そのメトレに結晶する要素のひとつに、ドゥメツという人間の存在があるのはまちがいない。いや、それどころか、ドゥメツなくしてメトレはなく、ドゥメツがメトレの「心臓」なのだから、ドゥメツこそがメトレにいたる結晶過程の契機であり、それを促進する触媒であったと考えるべきだろう。それならば、ドゥメツの思想、行動、経験、交流を追っていけば、メトレを誕生させることになった種々の条件も明らかになるのではないか。最初の子どもがメトレに着く1840年1月22日にいたるまでの結晶作用をドゥメツに導かれながら再構成すること、それが本稿の目的である。

アメリカへ

ドゥメツの父は、ドゥルダンの町長を何期も務めた名士だが、弁護士でもあった。ドゥメツもまた、現在のリセ・コンドルセである、パリのコレージュ・ブルボンで学んだあと、法学を修め、司法官となる。職務に励み、七月王政下の1832年には、セーヌ県裁判所軽罪部副部長に任命された。

復古王政から七月王政にかけてのフランスは、社会階層の変動に起因する諸問題に直面し、煩悶のなかにあった。「産業の飛躍的発展によって都市労働者階級が出現、拡大し、騒乱や暴動を惹起して、ブルジョワ社会に憐憫と恐怖の入り混じった矛盾した感情を引き起こし[5]」ていたのである。騒乱、暴動のみならず、貧しく、不安定な生活を余儀なくされている労働者たちが大挙して窃盗や浮浪に走り、犯罪も増加の一途をたどった。次は、ドゥメツによる1839年時点での概況報告である。

> 長期にわたって、道徳的秩序を乱す行為の数は、恐るべき勢いで増加してきている。1825年から1837年にかけての11年を検討すると、その期間中に、重罪と軽罪を合わせて全体で39パーセント増を見たことがわかる。さらに急激な増大となっているのが、一度有罪となった者が再び道を踏み外した結果としての暴力行為や違反である。すなわち再犯の数が、1826年から1836年までの9年間に、2倍に増えたのだ[6]。

最後に強調されているように、ことに深刻だったのが、再犯ないし累犯率の高さだった。その大きな原因のひとつとして批判の矛先を向けられたのが、監獄である。監獄こそが、監房仲間が娑婆に出たときの悪事を相談する場、あるいは出入りを繰り返す古参がうぶな新入りを堕落させる場として、犯罪を涵養しているのではないか、というのである。とりわけ1830年代は、監獄とは何か、監獄は社会に仇する犯罪者を弾圧する装置であればよいのか、それとも道を外れた不運な者たちの改悛の機会となるべきなのか、という問いに答えを与えようと、論者や著作が簇出した時代だった。ドゥメツもまた、みずからが裁いて多くの人間をそこに送り込んでいるからこそ、監獄をめぐる沸騰にためらわず身を投じた。

百家争鳴のなかに埋没することなく、ドゥメツは才気煥発し、枢要な役目を

果たすことになった。アレクシス・ド・トクヴィル Alexis de Tocqueville（1805-1859）とギュスターヴ・ド・ボーモン Gustave de Beaumont（1802-1866）による1831年4月から1832年2月にかけてのアメリカ行、『アメリカのデモクラシー』に結実するその訪米の公式の目的が、監獄制度の視察であったことは、トクヴィルの「知られざる」一面としてすでによく知られている[7]。そのいわば後任を務めたのがドゥメツだったのである。1836年11月、内務大臣ガスパラン伯爵の命を受けたドゥメツは、建築家ギョーム・アベル・ブルエ Guillaume Abel Blouet（1795-1853）とともに、アメリカに発つ。トクヴィルたちが訪れた施設には運用開始から間もないものも含まれていて、数年を経てそれらがどのような成果をもたらしているのかを検証することが、ドゥメツたちに課せられた任務だった。

ところで、ガスパランは、メトレ感化院の経営母体となる父性愛協会 Société paternelle の初代会長に就く人物である。そして、同協会の理事には、トクヴィル、ボーモン、ブルエが名を連ねた。さらに、そのブルエは、メトレの主だった建築物の設計を請け負うことになる。それぞれについてはあらためて触れるが、のちのメトレ感化院創設につながる人間関係が、アメリカの監獄を介してこの時期から結ばれていたことは、まずは興味深い事実だろう。

無罪という不幸

1837年5月にアメリカの監獄巡歴を終えると、ドゥメツとブルエは、ガスパランに代わった内務大臣モンタリヴェに報告書を提出する。ドゥメツが信奉するにいたった監獄の具体的な理想形態については別稿に詳述を譲るとして、ここで着目したいのは、その報告書にうかがえるドゥメツの刑罰観である。

> 現行の制度においては、監獄はもはや刑罰ではない。それが犯罪者に提供するのは、庇護であり、生存であり、安全であり、社会が拒む共感や賛同である。監獄に一度暮らした者にとってそれは恐怖の対象にはほど遠く、波瀾の人生で募る疲労と辛酸を癒やす保養所となる。そこで下衆仲間から助言や励ましを受け、活力と邪悪をとり戻すのだ[8]。

監獄が犯罪者にとって英気を養う安息地でしかないというのは、すでに述べた

同時代の共通認識だが、では監獄はどうあるべきだとドゥメツは考えているのか。ドゥメツにとっては、「恐怖の対象」とならない監獄は監獄ではない。「投獄は刑罰であり、したがって何よりもまず抑圧でなければならない」とドゥメツは断言し、自身も博愛主義者と見なされている彼が、犯罪者もいたわるべき人間に変わりはないという主張を「浅はかな博愛主義」と呼ぶ[9]。ドゥメツは犯罪者の命運に関心がない、犯罪者が監獄のなかでどうなろうとかまわない、ということだろうか。いやむしろ、そこには区別を見るほうが妥当だろう。ドゥメツの関心の埒内にある犯罪者と、埒外にある犯罪者とが、分かれるのである。

> 囚人が改心をする、しない、というのはひとつの個別の事実、結果であって、社会の状態にはなんら影響を及ぼさない。大きな重要性をもつのは、悪の邪魔をするということ、悪事がはびこるのを止めるということ、腐った犯罪者たちを真似して、改心の可能性のある者たちの善良な性向が麻痺してしまわないようにすることである[10]。

一方には、徹底的に弾圧するほかない、「腐った犯罪者たち」、更生の見込みのない犯罪者たちがいる。他方には、悪徳に染まり切っていない犯罪者たちがいて、それは導かれるのを待っている存在である。ドゥメツの「博愛」が、たしかに比類のないその愛が、注がれたのは、後者にだった。正道をはからずも、あるいは仕方なく逸れてしまった者が後戻りのきかない闇に迷い込まないように手を差し伸べ、そして引き戻すことが、ドゥメツの慈善である。その主たる対象とは、すなわち、監獄を安住の故郷としてしまう社会の永遠の敵ではなく、監獄と社会、善と悪のあわいに不安定に漂う人間たちである。

たとえば、軽罪に問われたのちに無罪となる者の不幸が、ドゥメツの胸をふさぐ。判決が下るまでの拘束期間中にその被告人はややもすると職を失い、そうなると放免が、丸裸での社会への放擲でしかなくなるからである。「そのように一切合切を失い、どうしてよいかわからなくなって、なんらかの悪事に手を染め、結局また逮捕されるだけ、という人間[11]」を、ドゥメツはいやというほど見てきた。罪を犯していないと宣告されたがゆえに罪を犯さなければならないという理不尽を、放置することはできない。

［……］ひとりの被告に対して過ちがあったとき、彼が判決までに被った損害を賠償するというのは無理でできないにしても、少なくとも、彼が自分の自由を有効に利用するための方法を提供すること、彼がもたない必需品を与えること、要するに、彼をそこから引き離すことなどけしてあってはならなかった彼の元の生業に彼を返してあげることが、道徳にも正義にも適うことである[12]。

その思いに突き動かされたドゥメツは、1831年、パリのパレ・ド・ジュスティス近くに、無罪放免者のための一時滞在所を開設し、1836年には、その試行が成果をもたらしたとして、同様の施設の政府による本格的な運営を訴える。施設の入居者には、定められた日数のあいだ、寝る場所と、監獄内と同程度の食事を供し、しかし目的は自立した生活の確保なのだから、日中は職探しに外出することを促して、本人が望む仕事にふさわしい服装も支給するのがよい。そのような提言を支えたのは、ドゥメツのうちにそろった、社会復帰の援助という企図、寄宿による管理という発想、そしてその企図と発想を果敢に具現化する実行力である。それらは数年後の、メトレ感化院の設立にも資するものだった。

青少年犯罪の発明

無罪放免者と同様に、いやメトレを計画するのだからもちろんそれ以上に、ドゥメツの憂慮の的となったのが、子どもである。上に引用した、犯罪、とくに累犯の増加の確認に続けて、ドゥメツはこう書いている。

そして、このような結果にさらに深刻度を加えるのは、21歳未満の青少年非行者の層が、堕落がもっとも執拗かつ強力に現れた層にほかならない、ということである[13]。

その青少年犯罪の悪化の根源は、犯罪一般の増加と同じところに求められる。「実業家と商人からなる新たな封建制は、かつて存在したことのないほどに過酷であり、それがゆえに子どもたちの逃走（浮浪）と抵抗（非行）という反発を引き起こす[14]」のだ。ではなぜ、同じ理由によって悪事に追いやられる人々のなか

でもとりわけ青少年を、ドゥメツは救おうとするのだろうか。それは、端的にいえば、救える見込みが高いからである。大人とちがって子どもは、「腐った犯罪者」となる手前にいる、「改心の可能性のある者」だからだ。トクヴィルが手紙でドゥメツに書いて寄こした見解は、そのままドゥメツ自身のものでもあっただろう。

> 理性がそう教え、そして経験がそれを証明しているように、非行青少年は、規範と良習に完全に立ち戻らせることができます。したがって、ここで重要なのは、たんに罪を犯した人間がさらに危険になるのを防ぐことではない。その者たちを有用な市民にするということを望まなければならないのです。社会が成人に対して影響を及ぼせることはほとんどないが、子どもを再生させれば、社会はみずからの未来の主人となるのです[15]。

このように、罪を犯す子どもたちを罪を犯す大人たちと分けて考えること、青少年犯罪を「犯罪全般から独立したもの」にすること、すなわち青少年犯罪の「発明」こそが、メトレ感化院創設の第一の条件である[16]。

66条の子どもたち

しかしながら、さらに厳密になる必要がある。ドゥメツがメトレに迎え入れようとしたのは、犯罪を犯した青少年全般ではなく、そのなかのある範疇に属する子どもたちだからである。その範疇は、はっきりと、法律のある条項によって「発明」されたものだった。1791年刑法を受け継ぐかたちで定められた、1810年刑法第66条である。

> 16歳未満の被告について、弁識能力なく行動に及んだことが明白ならば、無罪とする。ただし、状況に鑑みて、親権者に託されるか、あるいは、感化院に送致されて、判決の定める、しかし20歳満了時は超えてはならない年数の期間、そこで養育され、拘留されなければならない[17]。

1942年に放棄されるまで、「弁識能力 discernement」が未成年者の責任を測る

物差しとなった。分別なく、見境なく、犯罪行為に及んだと見なされた者は、無罪とされたのである。すでに確認した、ドゥメツが成人の無罪放免者に向けた関心が、似た境遇の未成年にも向けられることになる。ただし、その無罪となった子どもたちは、放免された子どもたちではない。刑法第66条が特異、あるいは奇怪なのは、親元に戻せない者たちは、感化院に拘留するよう定めている点である。二者択一ではあるが、しかし、貧困層の子どもには、親がいなかったり、親がいても素行不良であったり、あるいは親自身が獄中にいたりして、感化院送りしか道はないということは多い。そのようにして、「表向きは無罪判決を受けながら、実際には監禁される未成年という、奇妙な法的対象[18]」が生まれるのだった。

その66条の子どもたちは、何重にも迫害されているといってよい。まず、弁識能力の有無の判断、家庭か感化院かの選択、感化院での拘留期間の決定、それらすべてが裁判官の自由裁量によることが、望ましからぬ結果をもたらす。裕福な家の出であれば親元に帰され、貧困家庭の子ばかりが拘禁の憂き目に遭うということが起きるだろう。また、有罪となったら数ヶ月の入獄で済むのに、無罪となったほうは何年も自由の身になれない、という事態も避けられまい。だが、66条をめぐる最大の不条理は、その条文に記されている未成年のための感化院が、19世紀初めにはまだ存在していなかった、ということである。彼らを受け入れる固有の施設などないがゆえに、66条の子どもたちは、通常の県営監獄や中央監獄に送られた。そしてその監獄も特別な房を備えてはおらず、彼らは「罪状の違いも、刑や年齢の違いも関係ない、すべての囚人の混交[19]」のなかに投げ込まれる。無罪の彼らが有罪となった受刑者と、未成年である彼らが成人である犯罪者と、区別なく同じ獄中の悲惨を味わったのである。

ドゥメツはその刑法第66条がもたらしたいびつな現実に憤る。

> もし法の誤った執行によって、軽罪刑を宣告されたに過ぎない人間が徒刑場へと送られたなら、世間が義憤の声を挙げるのが当然のことだろう。それなのに、弁識能力なく行動に及んだとして無罪になった子どもを中央監獄に送っても、そして彼らに筋金入りの懲役囚と同じ生活を課すことになっても、法の精神とその執行のあいだにはそれほどの齟齬はないと思えるだろうか[20]。

そのような不正義を正すべきだと考えたのは、もちろん、ドゥメツだけではない。1832年12月3日の商業ならびに公共事業大臣であるアルグー伯爵による各県知事への通達は、画期的なものだった。それはまず、監獄内において、有罪判決を受けた受刑者と、弁識能力なしとして無罪とされた未成年者とを、断じて交わらせてはならないと指示する。後者は、処罰の対象ではなく、配慮と教育を受けるべき対象だからだ。そのうえで、通達は明言する。

> しかしながら、そのふたつの範疇の分離や、それぞれのための特別区域の設置がたとえ実現可能であったとしても、それは法の意図を不十分にしか満たさないだろう。監獄は、けして教育施設とはならない[21]。

目指されるのは、すなわち、66条の子どもたちを監獄から出し、ふさわしい教育に委ねること、「自分の意志とは無縁の理由によって司法の前に立たされた多くの子どもたちを、悪徳の伝染から護り、彼らに清廉な生活を準備する[22]」ことである。アルグーの通達は農業感化院を想定しているわけではない。しかしその精神は、「われわれが創設したいのは形と名前を変えたもうひとつの監獄」ではなく、「改心の施設[23]」なのだと言うドゥメツの、メトレ創設の理念へとたしかに続いている。

褒美と威嚇

ただし、アルグーの精神とドゥメツの理念とのあいだには、看過することのできない隔たりがある。大臣の通達が66条の子どもたちと監獄との関係を切断しようとしているのに対して、「メトレの創設者はそれらの未成年者たちに監獄の代替となる答えを見つけてあげようというのではなく、メトレ感化院は監獄の補完となる[24]」からだ。メトレはたしかに「もうひとつの監獄」ではないが、監獄を否定するものでもない。否定するどころか、ドゥメツには監獄を経た者しか受け入れるつもりはない。

> 新しいコロニーは、弁識能力が欠けていたために無罪となったが、しかしやはりその将来のために、短期あるいは長期の監獄への拘留に処されている

子どもたちを迎えて、成立する。だからといって、その部類のすべての囚人が無差別に、われわれの施設が供する恩恵に浴することを認められるわけではない。むしろその許可は、彼らの態度や行動から大いに関心を払うに足ると見なされる者たちに限って与えられる、褒美となる[25]。

「補完 complément」では十分ではなく、メトレは監獄に耐えた「褒美 récompense」である。したがってその逆に、監獄はメトレを裏切ったときの代償となるだろう。

いかなる場合においても新規収容者は、仮釈放の状態でしか受け入れられることはなく、重大な不満の種となった場合には、即座に監獄に戻されるかもしれないということを、しっかりと承知させる必要がある。その恐れが、有益な抑止となり、強力な威嚇手段となることを、われわれはいささかも疑わない[26]。

メトレは「仮釈放 liberté provisoire」の場であり、その仮の自由 liberté provisoire は、監獄という威嚇のもとでこそ価値を増す。「投獄は刑罰であり、したがって何よりもまず抑圧でなければならない」という、すでに見たドゥメツの強硬な信条と、「改心の施設」たらんとするメトレの理念が、矛盾せず、滑らかに接続されることになる。トクヴィルとともにアメリカに行き、父性愛協会の理事となったボーモンも、メトレ感化院を称賛するのに、その監獄との接続あるいは結合を語る。

独房から出されてその農業コロニーに入れられた子どもが、もしそこで悪い行いをしたら、という実例はあります。もし脱走を企てたり、コロニー内の秩序を乱す反抗心を見せるようなことがあったら、院長はどうするでしょう。その子どもを、彼がそこから出てくるべきではなかった監獄に送り返し、彼はふたたび農業コロニーに戻るにふさわしくなるまで、そこに留まるのです。そのように、独房制度と農業コロニー制度を結合させることによって、これ以上ないほどに満足のゆく成果を得ることができるでしょう[27]。

さて、つまるところ、ドゥメツの現実主義はじつに徹底している。ドゥメツはメトレによってすべての犯罪者を更生させようなどとは考えていない。的は青少年であり、そのなかでも、罪を犯したのではなく分別のない行動をとったにすぎない者に絞り込み、さらにそのなかでも、監獄で恭順の意を示し、更生の兆しを見せた者に限定して、みずからの施設に迎え入れようとする。救済できる者を、救済できる者だけを、救済する、というのが、ドゥメツの夢である。

大地への回帰

子どもたちを監獄から出すとして、では彼らをどこに受け入れるのか。彼らを教育し、更生させるとして、それをどのようにおこなうのか。

> 農作業と工業のどちらを施設の基盤とするかはわれわれの自由だったが、選んだのは農業である。なぜならば、農業は質実な労働者と屈強な兵士を作るからであり、またそれがおこなわれるのは田畑の真ん中であり、作業場の壁のあいだでも、しばしば風紀を損なう影響を及ぼす人間の密集のなかでもないからである[28]。

場所として選ばれたのは田園であり、手段として選ばれたのは農業だった。

都会に対して田園を、工業に対して農業を引き立たせるのも、時代に棹さすことだったといってよい。1830年代を中心に、ヨーロッパ全体が「大地への回帰という神話[29]」に、あるいは「農業熱 agromanie[30]」に、浮かされていた。農業が、社会、経済、道徳上のあらゆる問題を解決する鍵だと考えられたのである。フランスでその潮流を牽引したのが、七月王政の初めから監獄総監を務めたシャルル・リュカ Charles Lucas（1803-1889）であることはまちがいない。中央監獄への農作業の導入や、農業の発展による浮浪者の根絶を訴えたリュカは、みずからも、1843年に農業コロニーを開設している[31]。

ドゥメツがメトレの農業に期待することは、リュカに代表される、時代が農業に対して抱く期待と大きく異なるものではない。子どもたちを農業に従事させれば、まず、彼らを「われわれの時代のもっとも有害な傾向のひとつから護る[32]」こと、「工業の大中心地にはびこる腐敗の温床から引き離す[33]」ことになる。そ

して何よりも、農業それ自体が、子どもたちの心と体を蘇らせるはずだ。「肉体にとっては健康的な運動で、同時に精神もとらえて、無為のなかでは執拗にまとわりついてくる邪な考えへと向かわせない[34]」畑仕事は、彼らに「身体の力と魂の平穏を返す[35]」のである。さらに、メトレにおいては、農業は教育の一環でもあった。

> 院生たちを田畑の生活に慣らすために、そして彼らにその生活を愛させるために、これは重要な点なのだが、われわれは彼らを単なる労働力にしてはならないし、彼らが辛い重労働を通してのみ農業を知るということがあってはならず、われわれは農業をそれにふさわしい視点から彼らに見せ、彼らの頭と心の関心をかき立てなければならない[36]。

そのために、農業の講義によって、「すべての農作業の理由と目的」が教えられ、「生徒の目の前で生じ、進んでいるだけにいっそう彼らの興味を惹きつける自然現象[37]」が解説されたのである。そして、そのように育成された良質の農業従事者は、出所後には近隣に根づいて、田園に益するだろう。「農業の担い手が日々減少しているという状況を、農業を活性化させる施設によって埋め合わせる[38]」ことになる。田園を救うだけではない。「社会の廃棄物から農夫を作る機械としてのコロニーが、フランスという沈む農業大国に再び人を行き渡らせることができる[39]」ならば、それはもはや救国の切り札である。

ところで、次の言葉も、農業による心身の再生は果たせる、いやたしかに果たされているのだと、強調する。

> そう、今日、青少年収容者たちが生まれ変われるということが証明されています。[……] 工場での屋内作業によってではなく、田園の空気によって、働くことが必要な人間にとってかけがえのない頑健な体が与えられるということが、そして、畑仕事が、さまざまなことをしなければならないために、熟考を強いて、工場の機械的作業の単調さによって惚けてしまった知性を活性化させるということが、証明されているのです[40]。

農業による心身復活を謳うドゥメツの言葉を踏襲するこの言葉は、しかし、

ドゥメツの言葉よりも重みをもつものかもしれない。なぜならば、これを発したのが、ガスパラン伯爵、すなわち、ドゥメツにアメリカの監獄視察を命じた当時の内相であり、のちにメトレの母体である父性愛協会長となった、アドリアン・ド・ガスパラン Adrien de Gasparin（1783-1862）だからである。じつは、メトレの根幹たる農業を、ドゥメツ以上に支えたのがガスパランだった。政治家ガスパランが知事や大臣を歴任したのは七月王政下の1830年代に限ってのことであり、その本領は、卓越した農学者としての理論と実践である。物理学や化学に基づいた科学的農法の確立を目指し、大部な『農業講座』を主著として遺している[41]。そのガスパランがいてこそ、メトレは農業感化院という看板を堂々と掲げられたにちがいない。「われわれの農業の統括を引き受けてくださるガスパラン伯の存在が、われわれの成功にかなり懐疑的な人々にも十分な信頼を与えることになっている[42]」。実際、1850年代の後半に体調を崩すまで、ガスパランはメトレにおける農業活動を監察し、指導したのだった。ここにもまた、メトレという結晶に欠くことのできない要素のひとつがある[43]。

註

1 岑村傑「刻銘と心臓―メトレの誕生（1）」、『藝文研究』第119号第2分冊、2020年、p. (88)-(99) を参照。

2 Jean-Michel Sieklucki, *La Colonie de Mettray. Un bagne d'enfants en Touraine ? Lumière et ombre*, Avon-les-Roches, Lamarque, 2019, p. 17を参照。2019年には、メトレ感化院のモノグラフィーがもう1冊上梓されている。Stephen A Toth, *Mettray. A History of France's Most Venerated Carceral Institution*, Ithaca, Cornell University Press, 2019. ドゥメツの生涯に関する記述は、次にも詳しい。*Enfance et justice au XIXe siècle. Essais d'histoire comparée de la protection de l'enfance, 1820-1914. France, Belgique, Pays-Bas, Canada*, dir. Marie-Sylvie Dupont-Bouchat et Eric Pierre, PUF, coll. Droit et justice, 2001, p. 64-72.

3 Éric Pierre, « La colonie de Mettray : exemplaire, mais unique », dans *Éduquer et punir*, dir. Sophie Chassat, Luc Forlivesi et Georges-François Pottier, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2005, p. 42.

4 *Id*.

5 Jacques Bourquin, « Le Mettray des origines », dans Raoul Léger, *La Colonie agricole et pénitentiaire de Mettray. Souvenir d'un colon. 1922-1927. Punir pour éduquer ?*,

L'Harmattan, 1997, p. 113.

6 Frédéric-Auguste Demetz, *Fondation d'une colonie agricole de jeunes détenus à Mettray*, Paris, B. Duprat, 1839, p. 3.

7 Michelle Perrot, « Tocqueville méconnu », dans *Les Ombres de l'histoire. Crime et châtiment au XIXe siècle*, Flammarion, 2003, p. 109-158を参照。

8 F.-A. Demetz, « Rapport sur les pénitenciers des États-Unis », dans F.-A. Demetz et Abel Blouet, *Rapports à M. le Cte de Montalivet, sur les pénitenciers des États-Unis*, Paris, Imprimerie royale, 1837, p. 6.

9 *Ibid*., p. 38.

10 *Id*.

11 F.-A. Demetz, *Projet d'établissement d'une maison de refuge pour les prévenus acquittés à leur sortie de prison*, Paris, Imprimerie de H. Fournier, 1836, p. 5.

12 *Ibid*., p. 7

13 F.-A. Demetz, *Fondation d'une colonie agricole de jeunes détenus à Mettray*, *op. cit*., p. 3.

14 Christian Carlier, *La Prison aux champs. Les colonies d'enfants délinquants du nord de la France au XIXe siècle,* Paris, L'Atelier, coll. Champs pénitentiaires, 1994, p. 207.

15 Lettre de Tocqueville à Demetz, datée du 16 avril 1839, dans F.-A. Demetz, *Fondation d'une colonie agricole de jeunes détenus à Mettray*, *op. cit*., p. 97-98.

16 Jean-Jacques Yvorel, « Esquisse d'une histoire de la prise en charge de l'enfance délinquante aux XIXe et XXe siècles », dans *Éduquer et punir*, *op. cit*., p. 9. 以下も参照。J.-J. Yvorel, « L'« invention » de la délinquance juvénile ou la naissance d'un nouveau problème social », dans *Jeunesse oblige. Histoire des jeunes en France XIXe-XXIe siècle*, dir. Ludivine Bantigny et Ivan Jablonka, PUF, 2009, p. 83-94.

17 Code pénal de 1810, art. 66, cité dans Henri Gaillac, *Les Maisons de correction. 1830-1845* (1971), 2e éd., Paris, Cujas, 1991, p. 26-27, note 1.

18 J.-J. Yvorel, « Le discernement : construction et usage d'une catégorie juridique en droit pénal des mineurs », *Recherches familiales*, n° 9, février 2012, p. 155.

19 F.-A. Demetz, « Rapport sur les pénitenciers des États-Unis », rapport cité, p. 6.

20 « Rapport des directeurs de la colonie »[1841], dans Colonie agricole de Mettray, *Assemblée générale des fondateurs*, tenue, à Paris, le 20 mai 1841, Tours, Imprimerie de R. Pornin, 1841, p. 34.

21 Circulaire du comte d'Argout, citée dans H. Gaillac, *op. cit*., p. 50.

22 *Ibid*., p. 54.

23 F.-A. Demetz, *Fondation d'une colonie agricole de jeunes détenus à Mettray*, *op. cit*., p. 16.

24 J. Bourquin, art. cité, p. 116.

25 F.-A. Demetz, *Fondation d'une colonie agricole de jeunes détenus à Mettray*, *op. cit*., p. 15.

26 *Ibid*., p. 16.

27 Propos cités dans Auguste Mathieu, *Rapport fait par M. Mathieu, au nom de la commission chargée d'examiner, sous la présidence de S. M. l'Impératrice, le régime pénitentiaire des jeunes détenus de la Seine*, dans F.-A. Demetz, *Notice sur la colonie agricole de Mettray*, Tours, [s. n.], 1865, p. 26. ボーモンがメトレとの結合を強調しているのは、正確には、監獄ではなく、独房である。この点については、稿をあらためて扱う予定である。

28 F.-A. Demetz, *Fondation d'une colonie agricole de jeunes détenus à Mettray*, *op. cit.*, p. 8.

29 C. Carlier, *op. cit.*, p. 131.

30 Jeroen J. H. Dekker, « Admiration et inspiration : Mettray dans le monde européen de l'éducation surveillée », dans *Éduquer et punir*, *op. cit.*, p. 227.

31 リュカについては、以下を参照。H. Gaillac, *op. cit.*, p. 71-75 ; *Enfance et justice au XIXe siècle*, *op. cit.*, p. 38-44.

32 « Rapport des directeurs de la colonie »[1841], rapport cité, p. 11.

33 F.-A. Demetz, *Fondation d'une colonie agricole de jeunes détenus à Mettray*, *op. cit.*, p. 7.

34 « Rapport des directeurs de la colonie »[1841], rapport cité, p. 12.

35 F.-A. Demetz, *Fondation d'une colonie agricole de jeunes détenus à Mettray*, *op. cit.*, p. 8.

36 « Rapport des directeurs », dans Colonie agricole de Mettray, *Assemblée générale des fondateurs*, tenue, à Paris, le 23 janvier 1842, Paris, Imprimerie de H. Fournier, 1842, p. 16.

37 *Ibid.*, p. 16-17.

38 « Rapport des directeurs de la colonie »[1841], rapport cité, p. 11.

39 Ivan Jablonka, *L'Intégration des jeunes. Un modèle français (XVIIIe-XXIe siècle)*, Le Seuil, coll. Points Histoire, 2013, p. 110.

40 « Discours de M. le Comte de Gasparin », dans Colonie agricole de Mettray, *Assemblée générale des fondateurs*, tenue, à Paris, le 20 mai 1841, *op. cit.*, p. 5.

41 ガスパランの農学思想については、深沢克己「アドリアン・ド・ガスパランの農学思想 ── 19世紀南フランス農業の発展方向との関連で ──」、『土地制度史学』第21巻第4号、1979年、p. 15-34を参照。

42 « Rapport de M. Demetz et de M. le vicomte de Brétignères de Courteilles, directeurs de la colonie agricole de Mettray », dans Colonie agricole et pénitentiaire de Mettray, *Sixième Assemblée générale des fondateurs*, tenue à Paris, le 23 juin 1845, dans la salle du Trône, à l'Hôtel de Ville, Paris, Imprimerie de H. Fournier, 1845, p. 26.

43 管見によれば、メトレ感化院ならびにドゥメツとガスパランとの関係は、これまで踏み込んで論じられたことがない。メトレにとってガスパランが、そして逆にガスパランにとってメトレが、どれほどの重要性をもっていたのかは、今後いっそう明らかにされるべきだろう。